

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成28年度第1回)

1 日 時 平成28年10月7日(金)
午後2時から午後3時15分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎5階会議室

3 出席者

(1) 委 員 阿部 紀子
榎本 弘行
大室 千里
加藤 隆之
加藤 哲実
木田 幹郎
木野 貴夫
寺島 清友
藤原 源郎
室 惇子

(2) 市職員	市民部総合窓口課長	安齋 勉
	市民部総合窓口課長補佐	阿部 憲靖
	市民部総合窓口課事務職員	小菅 優己
	市民部市民税課長	澁谷 智
	市民部市民税課長補佐	北村 均
	市民部市民税課普通徴収係長	小笠原雄作
	文化スポーツ部生涯学習スポーツ課長	沼尻 章
	文化スポーツ部生涯学習スポーツ課長補佐	宮崎 誠
	文化スポーツ部生涯学習スポーツ課事務職員	山田 拓真

(3) 事務局	政策総務部広報課長	山下 隆久
	政策総務部広報課課長補佐	田中 啓信
	政策総務部広報課広聴担当主査	中澤 浩也
	政策総務部広報課広聴担当主任	小松 弘幸

4 議 題

- (1) 本人以外からの収集の制限について (審議事項)
- (2) 電子計算組織の結合の制限について (審議事項)
- (3) 個人情報取扱事務届出の一覧について (報告事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

平成28年度第1回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

---（資料確認、開会挨拶及び職員の紹介については省略します。）---

(事務局) それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。
加藤会長、よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、議事を進行させていただきます。

本日の審議会につきましては、府中市情報公開条例32条によって、会議公開の原則が定められております。このことを勘案して、原則公開としたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。また、議事録は、情報公開室や中央図書館、ホームページ等で公開となりますが、議事に関して発言した委員の方の表記は、私の場合は「会長」、皆様の場合は「委員」ということで、個人名は特定できないという形で公表されることになっています。

本日、1名傍聴希望者がいらっしゃいますが、入場を認めてもよろしいでしょうか。

---（「はい」と呼ぶ者あり）---

では、お願いします。

それでは、ただいまから、平成28年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の審議会ですが、10名の委員全員に出席いただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項に定める会議を開くことのできる委員の人数である半数を満たしておりますので、ご報告いたします。

それでは、会次第の2、議題に入りたいと思います。

まず、1の審議事項、本人以外からの収集の制限及び電子計算組織の結合の制限につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) それでは、お配りしました平成28年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

初めに、見出しの②「個人情報の取扱いについて〈諮問〉」をご覧ください。諮問書を朗読させていただきます。

---（諮問書の読み上げについては省略）---

本日ご審議いただきますのは、本市において新たに開始する個人情報取扱事務等において、個人情報を本人以外から収集すること及び個人情報を処理するため電子計算組織で結合することの可否についてでございます。

初めに、個人情報を本人以外から収集する事務について、ご説明さ

せていただきます。

次ページの③、見出し③の資料1、諮問事務一覧表の上段の表をご覧ください。個人情報をも本人以外から収集する事務として、「生涯学習センター防犯カメラ設置及び運用事務」についてご審議いただきます。

なお、本事務につきましては、本年5月から実施しているものでございますが、本審議会の諮問がなされていなかったものであり、諮問が今になってしまいましたことをお詫びいたします。

それでは、当該事務の概要ですが、事務の対象となる個人の範囲は「防犯カメラの設置場所を通過する者」。収集先は「防犯カメラ」。情報の内容は「容姿」。収集する理由は「犯罪や事故を抑制し、来館者の安全を確保するため」でございます。

なお、取扱い基準及び設置図は、5ページから8ページにございますので、ご参照ください。

なお、傍聴の方におかれましては、防犯上の観点から、資料のほうは省略させていただきますことをご了承ください。

次に、見出し⑥府中市個人情報の保護に関する条例、18ページの第7条をご覧ください。こちらの条文は、個人情報を収集する場合は、本人から収集することを定めた文でございます。第2項に例外的に本人以外から収集できる場合として、本人の同意があるとき、法令または条例に定めがあるときなどと定めており、第9号に本審議会の意見を聞いて、公益上特に必要であると認められたときも、本人以外から収集できると定めております。

本件はこの規定により、本審議会にご意見をいただきたく、諮問するものでございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

(会 長) ありがとうございます。それでは、まず、最初の本人以外からの収集の制限に関する防犯カメラの事案につきまして、委員の皆様方からご質問等がありましたら、お願いいたします。

(委 員) 生涯学習センターに防犯カメラを設置されて、目的が防犯となっておりますけれども、カメラを設置しなくてはいけない基準や、設置条件などはあるのでしょうか。と申しますのは、生涯学習センターに設置というのは、市民が聞いた場合に、何であそこに必要なのかというようなことが、どうしても現実として来ます。人の出入りが激しいとか、いろいろな職種や様々な国の方が来るとか、人数の基準とかがあるのか。また、生涯学習センター以外に必要とするところがないのか。人が集まる場所には防犯カメラが必要だとしたら、生涯学習センターに設置した必然性みたいなものがあれば教えてください。

それから、当然予算もかかるわけですから、今後こういう施設があ

ったらやはりふやしていかななくてはいけないとかという計画があるのかをお聞きしたいです。

(広報課長補佐) 防犯カメラの設置の基準につきましては、市全体としましては、特に設けていないところでございます。

防犯カメラの設置状況につきましては、現在、個人情報を取り扱う事務として届け出がなされているもので、6事務がございまして、設置場所は、庁舎、市民保養所やちほ、文化センター、女性センター、府中市立学校、通学路でございます。

(生涯学習スポーツ課長)

生涯学習センターに設置をするに当たって、何かあったのですかというお尋ねにお答えします。生涯学習センターは公の施設として、不特定多数の方が多く集まる場所でございます。その中でもご来館いただいた方はご承知かもしれませんが、場所によっては、例えば講堂とかは、講座を開催しているときには出入りが多くされるのですが、講座とかが特に開催されておりませんと、その出入りが著しく減少してしまっていて、死角になりやすいと捉えております。設置箇所の中には、トイレも含まれておりますが、トイレの中に設置しているわけではありまして、その出入りの通路のところに設置をさせていただいております。

なぜこういった箇所に設置させていただいたかといいますと、学習センターでは、トイレで予備のトイレットペーパーとかを置いておくのですが、最近、トイレットペーパーをトイレの中にドサッと投げ込まれてしまうというケースが多発しております。あと、ごみの関係もあるのですが、最近では自分で出したごみを持ち帰りをということでお願いして、市の中でもごみ箱やダストボックスなどがなくなっておりますけれども、館内にもごみ箱の設置はしておりません。そのため、自宅のごみの持ち込みがされておまして、そういった死角の箇所に、ごみの置き去りとかもされているという状況が多発しております。あと死角になる場所ですので、落書きもされております。被害を警察に届ける中で、ご指導いただきながら、設置箇所及び設置に当たっては、防犯カメラ設置してありますというような旨の貼り紙もさせていただき、ご理解をいただけるような配慮をしながら、今回に至った経緯がございまして、ご承知おきいただければと存じます。

(委員)

5ページの職員の責務についてです。前回のちほの保養所の際にもお尋ねしたのですが、1つは、生涯学習センターを運営するのは、市直属なのか、それとも委託先なのか。また、この職員の責務に関して、データを保護するというマニュアル等はございますでしょうか。この2点についてお願いします。

(生涯学習スポーツ
課長補佐) まず、1点目のセンターの管理運営でございますが、指定管理者制度を導入しております、指定管理者である委託事業者に管理をしていただいているところでございます。カメラの管理につきましても、こちらの管理責任者にかわった上で、指定管理者で管理をしていくという状況でございます。

2点目のマニュアルでございますが、一般の個人情報や可搬記録媒体など情報システムなどの管理と同等のものということで、同じ形で管理をさせていただいているという状況でございます。

(会 長) 取り扱いの適切な運用に関する内規やマニュアルがあるという回答なのでしょうか。

(生涯学習スポーツ
課長補佐) 失礼いたしました。そういった情報システムに関するマニュアルがございますので、それに沿って対応させていただいております。

(会 長) 指定管理者であれば、通常の個人情報に関する条例の適用はあるということですか。

(生涯学習スポーツ
課長補佐) 指定管理者につきましては、別途、契約書を締結しております、その中で個人情報の管理運営を定めております。

(会 長) それに関する規約があるということですか。わかりました。

(生涯学習スポーツ
課長) 先ほど、防犯カメラ設置に当たっての予算の考え方のご質問があつて、答弁漏れしておりました。申しわけございませんでした。よろしいでしょうか。

(会 長) お願いします。

(生涯学習スポーツ
課長) 費用に関しましては、現在、指定管理者が生涯学習センターを管理監督していますが、その中の契約の中で、随時そういったケースがあった場合には協議をするということになっております。特に施設を管理していますので、修繕あるいは計画的な改修という意味では、金額的に100万円以下なのか、以上になるのかというところで、緊急的なものに関しては、100万円以下の場合には指定管理者と協議しながら対応してもらおうということになっておまして、今回は緊急性、事件等の抑止あるいは大きな事故につながる恐れがあるというところから、協議した結果、設置した経緯がございますので、市からの負担は発生はしておりませんが、そういった対応をさせていただいておりますので、付け加えさせていただきます。

(委 員) 映像以外に、例えば音声の記録などは計画にないでしょうか。将来的にもどうなのでしょう。

(生涯学習スポーツ
課長補佐) 記録しているデータとしましては、映像データ及び音声データという形になっております。

(委 員) 諮問事務一覧の中に、情報の内容は「容姿」と書いてあるのですけれども、音声も記録するのであれば、音声も書き入れなければいけないのではないのでしょうか。

(広報課長補佐) 収集する個人情報でございますが、考え方としましては、資料⑥の部分、条例の第2条第2号をご覧いただきたいと思いますが、個人情報の定義としまして、「特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、実施機関が保有する」ものということで定義がなされておりました。容姿につきましては、容易にその識別ができると判断はしていますが、声につきましては、そういった認証システムなりがあれば判別できるのでしょうか、特段、判別ができるものとしては整備をしてございませんので、容姿のみとさせていただいたところでございます。

(会 長) 確認なのですけれども、声を拾うわけですよね。その点は間違いありませんよね。

(生涯学習スポーツ
課長補佐) 記録されるデータとしては音声も入っています。

(委 員) そうすると、収集される情報というのは「容姿及び音声」ではないですかね。

(会 長) 一応事務局のご説明としましては、個人情報保護条例の個人情報の定義に音声は含まれないと理解していますということです。

(委 員) 個人情報ではないということですか。

(会 長) そういう理解をしていますということです。審議会のほうで納得されない場合は、そういうご意見をしてください。

(委 員) 音声も指紋と同じように声紋がありますからね。特定可能ではないということは科学的な発言ではないと思いますよ。

(委 員) 基本的に私も特定可能だと思うのです。原則的に、容姿プラス音声でないのであれば、音声は拾うべきではないと考えます。そこは議論になるはずですけど、音声が個人情報かそうではないかということの議論をして、もし、個人情報であるということであれば、収集する情報の内容に音声を入れるか、あるいは音声を拾わない形で情報収集するか、どちらかになると思います。

(会 長) 事務局にお伺いしたいのですけれども、ほかのところにある防犯カメラは全部音声も拾う同様のものなのでしょうか。

(広報課長補佐) すみません。音声まで拾われているかどうかにつきましては、届け出の中に記載されていませんので確認はできておりません。

(委 員) 資料16ページの個人情報の定義を見ても音声は含まれると思います。

(広報課長補佐) 音声の判断につきましては、改めて担当課と協議する中で、その個人の識別が可能ということであれば、今回のこの本人以外が収集する情報の内容として加えさせていただきたいと思います。

(会 長) 個人情報に入るか入らないかという点に関しては、ほぼ100%入ると思います。常識的に考えて、例えばAさん、Bさんがいて、その方が「今日の晩ごはん何にしようか」と話していた場合、当然その個人と結合した形で個人情報該当性が判断されますので、その個人と切り離して考え、音声は個人情報に当たらないとはまず言えないと思います。もしそういうことが言えるのであれば、例えば盗聴などについても基本的に音声は関係ないという話になってきますが、そうは考えられませんので、これは個人情報には間違いなく当たると思います。

問題は、恐らくこれが個人情報に当たった場合に、音声まで本当に必要かということですね。もし記録するのであれば、その必要性をご説明いただかないと、きちんと審議ができないのかなという気がしています。もし音声がなくとも、防犯上問題ないということであれば、やはり音声を拾うというのは、かなりプライバシー侵害の程度が大きい気がします。恐らく我々が防犯カメラで撮られている場合に、音声拾われているとは、なかなか考えてないと思いますし、やはり別問題になってくる可能性がありますので、そこは正確に確認していただいたほうがいいのかと思います。

(委 員) 防犯カメラが静止画を連続して撮っているものであれば、多分音声は難しいと思っているのです。ですから、この辺は確認していただいたほうがいいと思います。連続であれば、ビデオのように録れると思

うのですけれども。

(生涯学習スポーツ
課長)

音声は個人識別もできるのではないかという議論は、ごもっともなところではあります。まず、音声は個人特定になるかどうかではなく、当館としての考え方だけ述べさせていただければと思います。

今回は出入りのところを警察からも指導されたということで、音声の指導をされたわけではありません。音声を記録して個人を特定したり、不特定多数の個人の声を録ってとかではなく、通路に設置した目的は、トイレに防犯カメラを設置するわけにはいきませんから、人の出入りの中で、1分前にはごみが置いていなかったけれども、出入りがあって、1分後にごみが置いてあったなどの確認を目的として意識していました。あくまで、黙って音声機能をつけたという意味ではなく、目的は容姿の識別をしたいというのが本筋ですが、機械にそういった機能も付いていたものです。ですから、確かに、常時記録はしています。SDカードでの記録です。

また、静止画で撮っているのか、連続で録っているのかでも違うというお話ですが、動画記録していますので、静止画ではございません。ただ、常時モニターに流していますが、声が出ていない状態で監視がされています。映像記録については、要請があったときに対応できるように保存記録して、後からその特定した日時等を確認する意味で、記録保存するというのが本来の筋でございますので、運用の中では音声も実際には出ていない状態ですが、機能としてついているということです。そこが議論になり大変申しわけございませんでしたけれども、ご議論いただいて、改めろということであれば、そこは機械の入れかえとか検討するという認識でありますので、よろしくご審議をいただければと思います。失礼しました。

(会 長)

今お話しを伺ったところからしますと、設置目的からすると、音声までとらないといけないとはならないように思われますので、音声は基本的にとらない使い方をしていただくということで、3ページの収集する情報の内容も、このまま、容姿ということで皆さんに審議を諮るのが適切なように感じるのですけれども、その形で事務局としてはよろしいでしょうか。

--- (「はい」と呼ぶ者あり) ---

では、音声はとらずに、画像だけを映すということで。委員の皆様もそれを前提にご理解ください。

(委 員)

先ほど、設置の必要性ということで、トイレにトイレットペーパーが詰まってしまうとか、ごみの放棄など、その犯罪としてどれぐらいの量なのかということを考えますと、それを防犯カメラで撮って、それを限られた人数で確認をして、あとはその本人を捕まえてというこ

とのプロセスが、それほど防犯カメラを設置しなければいけない問題なのか。そうではなくて、もっといろいろな多様な使用をしている、今はこうだが、将来のことも考えてのことなのか。例えばトイレトイレットペーパーは、何かの冗談で入れてしまうことは、大の大人もままあることですし、子どもたちもあるかもしれない。そういう一過性的な問題を継続的な対応をしないといけない問題なのか、その辺はどこまで考えられて防犯カメラを設置するのか。人は見られないから、人の目のかわりにというのは短絡的なつながりではないかなという気がするのですが、そこに人とお金をかけるほど必要なのかどうか。確かに人前で裸になれば、犯罪として捕まえられるのですが、その犯罪の度合いによっては、もうちょっと別の対応もあったのではないかと思います。

ただ、この防犯という目的を広げた場合は、世界の情勢から見ても、やはりいろいろな形で監視していかなくてはならないということにはよくわかるのですが、あえてその生涯学習センターでそれが必要だったのかなと、最初聞いたときに違和感を感じたのですが、その辺はどうでしょうか。

(生涯学習スポーツ
課長)

失礼しました。確かに、犯罪的にどうなのかというのがあります。我々もそういった方を捕まえるというのが目的ではございません。これに関しましては、構造上の問題もございまして、例えばトイレに関しましては、男子のトイレが死角、1階でいうと、アトリウムからトイレの出入り口自体が見えない死角になってしまっているというのが1つあります。本来であれば、反対側に男子トイレ、女子トイレとあればいいのですけれども、同じエリアのところに男子トイレ、女子トイレが固まっているという問題もございまして、先ほど、最近頻発している事例で、トイレトイレットペーパーが詰められるなどの事例を出ささせていただきましたけれども、それ以外に、ごみの置き去りや、詰め込みなどに比べますと少のうございまして、痴漢的な、盗撮系の事例もあります。女子トイレなどには防犯ブザー、サイレンが鳴るようなのも設置して、何回かそれが発報しているケースもございまして。それ以外に、生涯学習センターでございまして、生涯学習としながらも、成人だけがお使いになる施設ではなく、小さいお子様からご高齢の方までご利用がありますので、そういった意味からも逆に抑止力効果も期待して設置しているというところもございまして、犯人捜し、捕まえるというよりは、大きな効果を上げたい目的の1つとしては、抑止力効果であり、お子さんとかも連れて来る保護者の皆様からのご非難とかも設置後受けておりませんので、そういったところでは、安心感といったところを期待しているところもございまして。

(会 長) それでは、ほかにご質問ないようでしたら、本件につきましてご審

議をお願いしたいと思います。本件を認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会 長) よろしいですね。ありがとうございます。
それでは、続きまして、2点目の電子計算組織の結合の制限につきまして、説明を事務局からお願いいたします。

(広報課長補佐) それでは、個人情報を電子計算組織で結合する事務について、ご説明させていただきます。

見出し③、3ページ、資料1。諮問事務一覧表の下段の表をご覧ください。

個人情報を電子計算組織で結合する事務としまして、住民基本台帳事務、印鑑登録証明事務、戸籍事務、個人市民税の賦課に関する事務の4つの事務をご審議いただきます。

これら全て個人番号カードを利用した各種証明書等のコンビニ交付サービスの導入に伴うものでありまして、一括して審議させていただくものでございます。

事務の対象となります個人の範囲は、府中市の住民基本台帳に記載があり、個人番号カードを所持している者。電子計算組織の結合先は、地方公共団体情報システム機構。提供する情報内容につきましては、次のページに、各証明等とその記載事項として整理した一覧を掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

ページを戻りまして、電子計算組織を結合する理由については、市民の利便性の向上を図るため、個人番号カードを利用して、住民票の写し等をコンビニエンスストアに設置された多機能端末機により交付するサービスを導入するためでございます。

なお、本件の運用開始は、平成29年1月を予定しております。

続きまして、資料、見出し⑥の府中市個人情報の保護に関する条例。21ページの第15条をご覧ください。こちらの条文は、個人情報を処理するために市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合することの制限を定めたものでございます。例外的に結合できる場合として、法令等に定めがあるとき、本審議会の意見を聞いて、職務執行上特に必要があると認められたときと定めております。本件はこの規定により、本審議会のご意見をいただきたく、諮問するものでございます。

引き続きまして、担当課より事務の詳細につきましてご説明をさせていただきます。

(総合窓口課) それでは、お手元の資料に基づきまして、個人番号カードを利用し

事務職員) た住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入について、ご説明をさせていただきます。資料の9ページをご覧ください。

初めに、1の諮問趣旨につきましては、ただいま広報課から説明があったとおりでございます。

続きまして、2のコンビニ交付サービスの概要ですが、初めに(1)の趣旨は、市民の利便性の向上を図るため、コンビニ交付を導入するものです。

次に、(2)の内容の、ア、交付対象とする証明書は、(ア)住民票の写し。(イ)印鑑登録証明書。(ウ)市都民税課税・非課税証明書。

(エ)所得証明書。(オ)戸籍全部事項証明書、戸籍謄本。こちらは本市に本籍地がある者に限ります。(カ)戸籍個人事項証明書、戸籍抄本。こちらも同じく本市に本籍地がある方に限ります。(キ)戸籍の附票の写し。こちらも同様本市に本籍地がある者に限ります。

次に、イの交付方法ですが、証明書の交付は、請求者本人が端末機、コピー機を操作することにより行います。なお、端末機の利用には、暗証番号を登録した個人番号カード、利用者証明用電子証明書が搭載されたものに限ります。が必要になります。

次に、ウの交付時間は、午前6時30分から午後11時までとなります。なお、12月29日から1月3日までの期間は交付サービスを停止いたします。

次に、エの交付手数料は、窓口請求により交付する場合の手数料と同額といたします。

次に、オのコンビニ交付サービス取扱店舗は、日本国内にある端末機が設置されている、(ア)セブン・イレブン、(イ)ローソン、(ウ)サークルKサンクス、(エ)ファミリーマートの全店舗でございます。

(本審議会後、担当課より、12月からミニストップが取扱店舗に加わるとの連絡が地方公共団体情報システム機構より入ったとの報告があった。)

次に、(3)の実施日は、平成29年1月16日を予定しております。

続きまして3の電子計算組織の結合でございますが、初めに(1)の結合の概要は、コンビニ交付サービスの導入に必要な本市と地方公共団体情報システム機構とのデータ通信を行うための電子計算組織の結合となります。なお、地方公共団体情報システム機構とは、都道府県市区町村が共同して運営する組織となっております。

次に、(2)の個人情報保護の取り組みですが、ア、周りの人の目に触れずに証明書が取得することができます。証明書の申請は、店舗内の端末機を従業員を介せずにご自身で操作します。申請から交付まで、他人の目に触れずに手続を行うことで、個人情報を保護いたします。

イ、高度な偽造・改ざん防止技術として、端末機から取得する証明

書には、高度な偽造や改ざんを防止する技術が採用されております。また、端末機自体には、出力した証明書データを保持しないものとなっております。一部脱字がございまして、申しわけございません。

ウ、通信回線につきまして、資料14ページの別紙資料2をご覧ください。こちらは、コンビニ交付サービスのイメージとなります。証明書の取得は地方公共団体情報システム機構、証明書交付センターとのデータ通信によって行うものとされております。表中のJ-LISとは、地方公共団体情報システム機構の略称となっております。

証明書の取得までの流れは、まず、住民が個人番号カードをコンビニの端末機、コピー機にかざし、暗証番号入力をいたします。コンビニ店舗から申請者の情報が送信され、地方公共団体情報システム機構証明書交付センターを通じ、府中市に届きます。府中市で住民の証明書情報を作成し、証明書交付センターを通じ、コンビニ事業者に送信することで、端末機、コピー機から、改ざん防止の処理がされた証明書が印刷され、住民票を住民が証明書を取得いたします。

府中市と地方公共団体情報システム機構との通信回線は、全国地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワーク回線（LGWAN）を使用しており、本回線は閉鎖されたネットワーク回線であるため、情報漏洩の恐れがないものとなっております。また、地方公共団体情報システム機構とコンビニ用端末機、コピー機は専用回線で接続され、その回線におけるデータ通信はSSL通信による通信内容の暗号化を実施しており、個人情報漏洩防止策を講じております。

それでは、資料11ページにお戻りください。

エ、マイナンバーカードや証明書の取り忘れ防止は、マイナンバーカード、証明書等をお忘れにならないよう、端末機の画面や音声等で、取り忘れの防止対策を実施しております。

オ、盗難・紛失時の対応についてですが、万が一カードの紛失、盗難が発生した場合は、国のマイナンバーコールセンターにおいてカードの利用停止受付が24時間365日できる体制となっております。

次に、(3)の用語につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、4のその他でございますが、コンビニ交付サービス提供の際には、利用者本人を確認するために、マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書が必要不可欠ですが、当該証明書は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」で地方公共団体での利用が認められております。

このような個人情報保護の取り組みのもと、地方公共団体情報システム機構との電子計算組織の結合を実施するものでございます。

(会 長) ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委 員) 今回のこの結合なのですけれども、他の自治体では既に実施されているものでございましょうか。

(総合窓口課
事務職員) 他の自治体でも既に実施は始まっているものでございます。

(委 員) どのくらいの需要があると見込んでいますか。また、現在、窓口でどのくらい請求等の件数を受けているのでしょうか。

(総合窓口課
事務職員) 利用の見込みといたしましては、現在マイナンバーカードの当市で交付済の件数が1万8,000件、また、全ての申請者数ですと2万7,000名となっており、1万8,000人の方のうち、50%以上はコンビニ交付サービスを利用するものと考えております。また証明書交付の件数ですが、おおむね月あたり3,000件程度は窓口のほうで交付をしております、(本審議会後、担当課より、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写しを合わせると月当たり約3万件との訂正があった。) そちらがコンビニでどの程度出るかということになりますと、やはり約50%の方が取得するものと想定をしております。

(委 員) コンビニでは、端末機のところではなくても、既に防犯カメラ等が設置されていて、このために特別必要はないのか。この端末を活用するための防犯カメラの設置は必要ないかどうかお尋ねします。

(総合窓口課
事務職員) 防犯カメラにつきましては、基本的にコンビニの店舗には全て設置されているものと考えており、市の独自の設置は検討していない状況でございます。理由といたしまして、コンビニで戸籍の証明書を発行するにあたり、法務局から指導をいただいている状況でございます、その記載の中に、コンビニ店舗内に監視カメラが設置されているので、市独自で設置する必要はない旨の記載がされておりました、それに準じまして、(本審議会後、担当課より、法務局より個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスによる戸籍証明書の交付については、現状の取扱い方法で容認されており、市独自での監視カメラの設置を義務付けられていないため、当市で独自に設置する予定はないとの訂正があった。) 当市で独自に設置する予定はございません。

(委 員) 結合ということは、例えば戸籍などは、あくまでも府中市が持っているサーバでやるという解釈でよろしいのでしょうか。

(総合窓口課
事務職員) 府中市内に戸籍専用のサーバが設置されておまして、そちらから戸籍の証明書が出る方向で進める形です。

(委 員) SSLのデータ通信ですけれども、これはSSLを使っているのですか、それともTLSを使っているのですか。

(総合窓口課
事務職員) SSL通信によって行われるというふうに私どものほうは理解しております。

(委 員) SSLで。3.0。

(総合窓口課
事務職員) そうですね。インターネット上でやりとりされているデータの改ざん、なりすまし防止をこちらの通信によってできると伺っております。

(委 員) かなり脆弱性について言われているので、その辺がどうなのかなと。もちろん、セキュリティはかなりかかっていると思うのですが、そこが気になったところです。一般的にはTLSの方が。

(総合窓口課
事務職員) 脆弱性に関しましては、当市も懸念を抱いているところではございますが、現在、実際に漏洩事故等は起きておりません。

こちらはコンビニ店舗と、今回市が委託いたします地方公共団体情報システム機構との契約によって設定されている通信でございます。現状特に問題ないと回答をいただいているところでございます。

(委 員) 全てのコンビニではなく、資料に書いてあるところということですよ。

(総合窓口課
事務職員) そうですね。例えばセーブオンですとか、地方に出店しているコンビニエンスストアでも、コンビニ交付が可能とはなっているのですが、店舗数はかなり限られておまして、市内にないということから、実際に市内にあって、この利用ができる事業者を選定させていただいております。

(委 員) 現在、市と出張所からこういうものが取れると思うのですけれども、市として、どこのコンビニから取っているというのは記録に残るのでしょうか。

(総合窓口課
事務職員) 市のほうで、どこのコンビニ店舗に認証したかというのがわかるようになっておまして、どの都道府県で何件出たか、というふうな件数も累計としてシステム上把握ができるような形となっております。

(委 員) コンビニで取れることはすごく便利になると思うのですけれども、

文化センターとかで行っている窓口の事務に関しては、今後減らしていくとか、職員の事務改善とかはどのような考えでしょうか。

(総合窓口課事務職員) 現状、カードの交付数が、1万8,000件と、まだ交付途中というところもございまして、今後交付数、またカードの普及率が上昇した際に、実際の窓口の証明書取得数の減少であったりとか、そういったところが見えた場合に、文化センターごとの職員数を検討していくものと考えております。現状は普及率を鑑みまして、判断する形になっております。

(会 長) このシステムというのは、恐らくどこの地方公共団体も同じようにやっていて、それでこの事務に関しては、どこかの業者か、半民半官みたいな団体に委託をして、この結合サービスを行ってもらおうという理解でよろしいでしょうか。

(総合窓口課事務職員) 富士ゼロックスシステムサービスという別の委託業者にシステムの構築を委託しまして、地方公共団体情報システム機構を通じまして、証明書を交付するような形となっており、システム構築に別の委託業者が入る形となります。そもそもシステム構築自体が府中市側のサービスを用意するために業者に委託している状況でございます。

(会 長) その業者というのは、こことあまり関係ないかもしれませんが、全国的にどの地方公共団体もそこを利用しているという理解ですか、それとも、そうではないのでしょうか。

(総合窓口課事務職員) 市町村によりまして、システムデータは異なっておりますが、そもそもコンビニ交付が対応できるシステムデータは幾つか候補はあるのですが、当市の既存住基システムと連携の実績のあるベンダーというのが、富士ゼロックスシステムサービスでございましたので、今回そちらにシステム構築を委託しているという状況です。

(会 長) ここはカットしていただいてもいいのですが、時々疑問になるのは、年間に幾らぐらいかかっているのだろうと。年間で我々はその住民票とか戸籍謄本を取る機会は減多になく、例えば1回ぐらいで、1回のために市役所行かないでコンビニで取れるから便利になるだろうと言われても、そこまで必要かなと。もっとも、コストとの兼ね合いなどとの関係で、本当は政策的には決めるべき問題であって、同審議会が口を出せることではないのですが。先ほど防犯カメラの質問がありましたけれども、コンビニでやると、お年寄りなんかは、便利になるという部分もあるかもしれませんが、やはり誰が見ているかわからない、マイナンバーを入れてやるわけですから、何となく窓口

のほうが安心という人がいたり、トータルでいろいろなことを考えると、政策的に本当に必要なのかなという検討がされているように思えないときがちょっとあります。言えたらでいいので、費用は幾らぐらいかかっていますか。

(総合窓口課
事務職員) 金額自体は、システム当初の構築で約3,700万円ほどで、導入後、システム構築が終わった後の運用経費は、年間1,000万円ほどになります。

(会 長) コンビニ側にも取り分はあるのですか。

(総合窓口課
事務職員) コンビニ店舗には、証明書1件につき123円の手数料を払うような形になっております。

(委 員) 条例とは違うのですが、この端末のところは、犯罪の温床になるような危険性は考えてないでしょうか。というのは、紙に書いて出したほうが、歳いった人間にとっては手渡しでもらえるものだから、非常に安心するのですね。もちろん、コンビニで70、80の人が使うということは、可能性としては薄いのですが、そういうことがあったときに、そこが犯罪に活用されないかなど。そういうものを含めて何か防犯対策というものも考えておられるのか、そういうことはまあ必要ないのか。それは例えばコンビニの店員の方の関係もあると思うのですが。

大変失礼な話かもしれませんが、やはり我々市民としては、こういうものを使ったときに、人を通さないで機械を相手にしてやるものですから、どちらかという不安が先に出るのですね。それを解消できないと、60過ぎたような人はそういうものに慣れてないと、敬遠してしまうのではないかなど。かといって、それを使うときになって、わからないから店員の方に頼んでも、お客がいてなどと言われたりしてまごまごしていたら、そこへ入り込むすきがないかどうか。その辺はどうなのでしょう。杞憂に終われば、それに越したことはないのですが。

(総合窓口課長
補佐) コンビニで機械を操作する際に、犯罪の温床というご心配なのですが、やはり可能性としては、その辺はあるのではないかという危険性は感じております。

コンビニのお店の中でのお話ですと、そういった防犯上の取り扱いというのは、コンビニ各店舗の店員が行うことにはなっていますので、その範囲内での対応というのはできるのですが、どうしてもお歳を召した方ですとか、比較的若い方ですと、その辺がなかなか対応できない状況になっていますので、そういった方は窓口が安心と

いうことであれば、窓口へ来ていただくことがよろしいかなとは思っています。

そもそも、コンビニ交付を導入する1つの大きな目的というものが、府中市内に昼間いないため、住民票とか印鑑証明書を市役所で取ることができない方がいるのですね。学校や勤務先が市外で、どうしても家に帰ってくると市役所は閉まっている。仕事がお休みの土曜日、日曜日は市役所はやっていない。そういった方々にとっては、職場のすぐ近くのコンビニエンスストアへ昼休みに行けば、戸籍謄本、住民票が取れる。そういった利便性がかなり高くなるという部分を第一の売りにして導入を決めた経緯がございますので、府中市にいらっしゃって、比較的時間のある方でしたら、窓口にお越しいただいて、安心して取っていただいたほうがよろしいかなとは感じているところでございます。

(会 長) ほかにご質問、ございませんでしょうか。
それでは、本件につきまして、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会 長) ありがとうございます。
それでは、議題(2) 報告事項 個人情報取扱事務の届出の一覧について、説明をお願いします。

(広報課長補佐) それでは、個人情報取扱事務届出の一覧について、事務局よりご説明させていただきます。見出しの⑤、15ページの資料3の報告事務一覧表としまして、新たに目録に追加する事務がございますので、ご報告させていただきます。

内容の説明の前に、見出し⑥の府中市個人情報の保護に関する条例、18ページ第9条をご覧ください。こちらの条文は、実施機関が個人情報を取り扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資するため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めたものです。第1項で実施機関は継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、市長に届け出ること。第3項で、届け出た事務を変更、廃止したときは、市長に届けること。第4項で、当該届出について市長は審議会に報告すること。第5項で、目録を作成し、一般の閲覧に供することが定められております。本報告は、この規定に基づくものでございます。

それでは、15ページ、資料3にお戻りいただき、「新たに目録に追加する事務」の表をごらんください。

今回報告させていただく事務は、本日諮問させていただきました、

「生涯学習センター防犯カメラ設置及び運用事務」でございます。
この追加削除により、目録への掲載が、現在のところ539事務から540事務になる予定でございます。
以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。

(会 長) ありがとうございます。 それでは、報告事項について、委員の皆様からご質問等がございましたら、お願いいたします。 よろしいでしょうか。
 それでは、ほかに事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。
 ないようですので、それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。